

議案第 5 号

阪神間都市計画道路の変更（1.5.8号名神湾岸連絡線ほか4路線の変更）

について【諮問】

目 次

1. 都市計画変更（案）	
・ 計画書（案）	P. 1
・ 理由書（案）	P. 3
・ 変更前後対照表（案）	P. 4
・ 総括図（案）	P. 6
・ 計画図（案）	P. 7
2. 今後の予定	P. 11

資料1 名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書に対する市長意見

資料2 阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）に関する意見書の要旨及びこれに対する県の考え方

資料3 阪神間都市計画道路の変更（1.5.8号名神湾岸連絡線ほか4路線の変更）について（答申案）

資料4 【参考縦覧図書】標準断面図・縦断図

計 画 書 (案)

阪神間都市計画道路の変更 (兵庫県決定)

都市計画道路中 1.5.8 号名神湾岸連絡線を次のように追加し、3.1.2 号浜手幹線ほか 3 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1.5.8	名神湾岸 連絡線	西宮市 今津 社前町	西宮市 西宮浜 1丁目	西宮市 今津 港町	約 2,010m	嵩上式	2車線	15m		
	そ の 他		<p>なお、西宮市今津曙町、今津水波町、甲子園高潮町及び甲子園洲鳥町地内にジャンクションを設ける。</p> <p>西宮市西宮浜 1 丁目及び西宮浜 2 丁目地内にジャンクションを設ける。</p> <p>西宮市西宮浜 1 丁目及び西宮浜 2 丁目地内に出入口を設ける。</p>								<p>自動車専用道路 名神高速道路及び 高速神戸尼崎線に接続</p> <p>自動車専用道路 大阪湾岸線に接続</p> <p>出口終点方向 入口起点方向 都市計画道路湾 岸側道 1 号線に 接続</p>

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3.1.2	浜手幹線	尼崎市東本町1丁目	芦屋市平田町	西宮市今津水波町	約12,520m	地表式	6車線	50m	阪神電鉄武庫川線と立体交差 幹線街路浜甲子園線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 幹線街路芦屋川右岸線と立体交差 幹線街路芦屋川左岸線と立体交差 幹線街路と平面交差29箇所	
	3.1.84	湾岸側道1号線	西宮市鳴尾浜1丁目	芦屋市陽光町	西宮市西宮浜1丁目	約5,750m	地表式	4車線	65m	自動車専用道路と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3.3.153	浜甲子園線	西宮市枝川町	西宮市上甲子園1丁目	西宮市甲子園九番町	約2,800m	地表式	4車線	27m	阪神電鉄本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 幹線街路浜手幹線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3.3.154	今津東線	西宮市甲子園浜2丁目	西宮市津門大筒町	西宮市今津山中町	約3,380m	地表式	2車線	27m	阪神電鉄本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	
	車線の数の内訳			4車線			約1,600m				
			2車線			約1,780m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

名神湾岸連絡線は、名神高速道路、阪神高速3号神戸線（大阪方面）及び阪神高速5号湾岸線を連絡し、阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させることにより、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善を図るとともに、災害時等に強い道路ネットワークの確保、関西3空港の一体運用、阪神港等の物流拠点への直結による物流ネットワークの強化を図るため、都市計画道路に本路線を追加する。

浜手幹線は、名神湾岸連絡線の追加に伴い、西宮インター交差点部において一部区域を変更する。

湾岸側道1号線は、接続する浜甲子園線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域を変更する。

浜甲子園線は、名神湾岸連絡線の追加に伴い臨海部の道路交通が分散されることから、一部区間を廃止する。

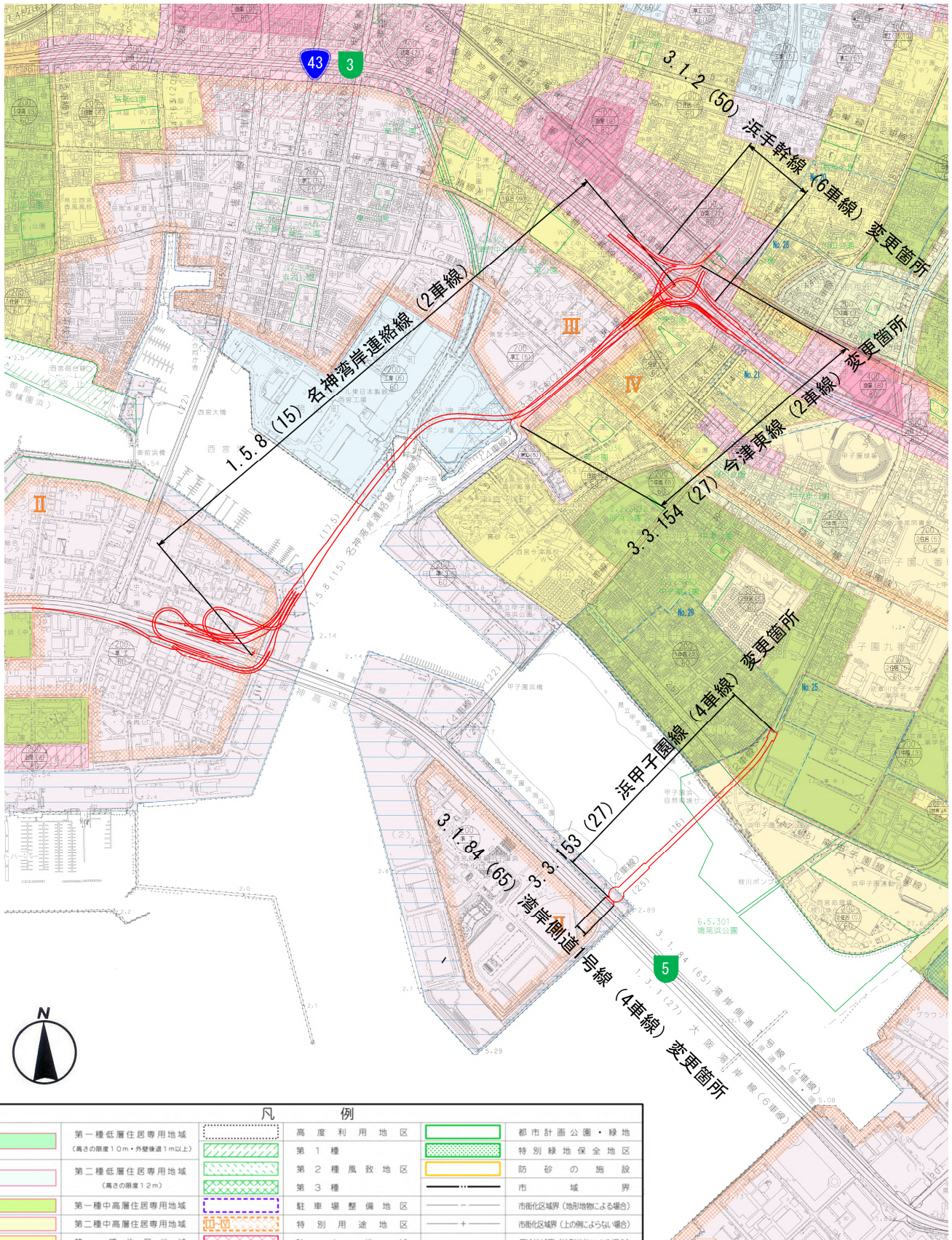
今津東線は、名神湾岸連絡線の追加に伴い、周辺地域の道路交通が分散されることから、一部区間の車線の数を4車線から2車線に変更する。

変 更 前 後 対 照 表 (案)

変更前後	種別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 な 変更内容			
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員				
変更前	幹線街路	3.1.2	浜手幹線	尼崎市 東本町 1丁目	芦屋市 平田町	西宮市 今津 水波町	約 12,520 m	地表式	6車線	50m	・一部区域の変更			
変更後	幹線街路	3.1.2	浜手幹線	尼崎市 東本町 1丁目	芦屋市 平田町	西宮市 今津 水波町	約 12,520 m	地表式	6車線	50m				
変更前	幹線街路	3.1.84	湾岸側道 1号線	西宮市 鳴尾浜 1丁目	芦屋市 陽光町	西宮市 西宮浜 1丁目	約 5,750m	地表式	4車線	65m	・一部区域の変更			
変更後	幹線街路	3.1.84	湾岸側道 1号線	西宮市 鳴尾浜 1丁目	芦屋市 陽光町	西宮市 西宮浜 1丁目	約 5,750m	地表式	4車線	65m				
変更前	幹線街路	3.3.153	浜甲子園線	西宮市 甲子園浜 1丁目	西宮市 上甲子園 1丁目	西宮市 甲子園 九番町	約 3,800m	地表式	4車線	27m	・起点を北東方向 に変更し、海上 区間（2車線） を廃止すること により延長を変 更する。			
												車線の内訳		約 3,030m
														約 770m
変更後	幹線街路	3.3.153	浜甲子園線	西宮市 枝川町	西宮市 上甲子園 1丁目	西宮市 甲子園 九番町	約 2,800m	地表式	4車線	27m				

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.3.154	今津東線	西宮市 甲子園浜 2丁目	西宮市 津門 大筒町	西宮市 今津 山中町	約 3,380m	地表式	4車線	27m	・一部区間の車線の数の変更 (4車線→2車線)
		車線の数の内訳		4車線			約 1,780m				
		車線の数の内訳		2車線			約 1,600m				
変更後	幹線街路	3.3.154	今津東線	西宮市 甲子園浜 2丁目	西宮市 津門 大筒町	西宮市 今津 山中町	約 3,380m	地表式	2車線	27m	
		車線の数の内訳		4車線			約 1,600m				
		車線の数の内訳		2車線			約 1,780m				

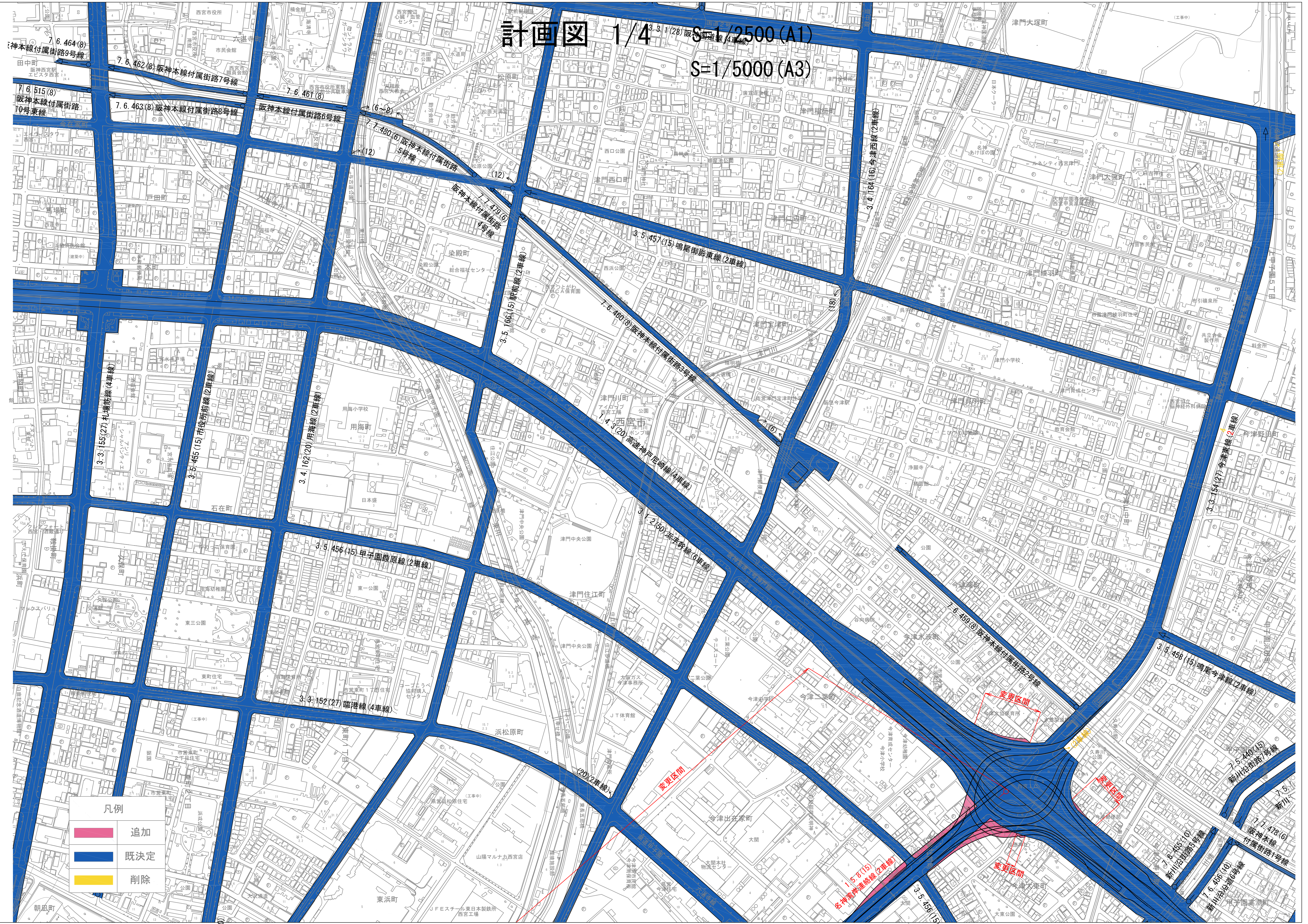
総括図(案) S=nonscale



凡 例	
	第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m・外壁様式1m以上)
	第二種低層住居専用地域 (高さの限度12m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	高度利用地区
	第1種
	第2種風致地区
	第3種
	駐車場整備地区
	特別用途地区
	防火地域
	準防火地域
	臨港地区
	地区計画
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	一団地の住宅施設
	都市計画公園・緑地
	特別緑地保全地区
	防砂の施設
	市域界
	市街化区域界(地形地物による場合)
	市街化区域界(上の例にふらぬい場合)
	用途地域界(地形地物による場合)
	用途地域界(上の例にふらぬい場合)
	容積率・建ぺい率・高度地区界
	容積率(%)
	用途地域(高度地区)
	建ぺい率(%)
	容積率(%)
	用途地域
	建ぺい率(%)

計画図 1/4 S=1/2500 (A1)

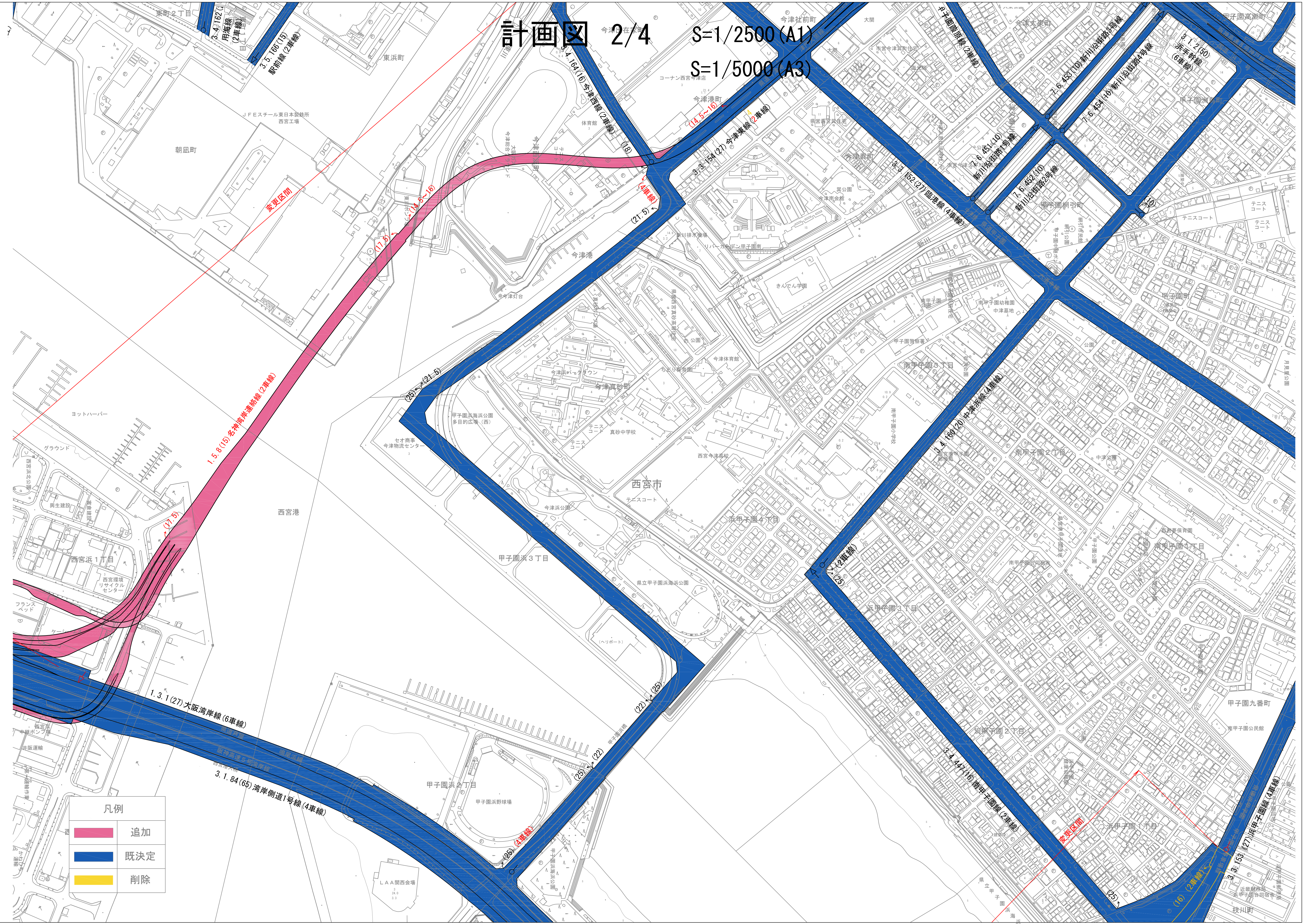
S=1/5000 (A3)



凡例	
	追加
	既決定
	削除

計画図 2/4 S=1/2500 (A1)

S=1/5000 (A3)



変更区間

1.5.8(15) 名神海岸連絡線(2車線)

1.3.1(27) 大阪湾岸線(6車線)

3.1.84(65) 湾岸側道1号線(4車線)

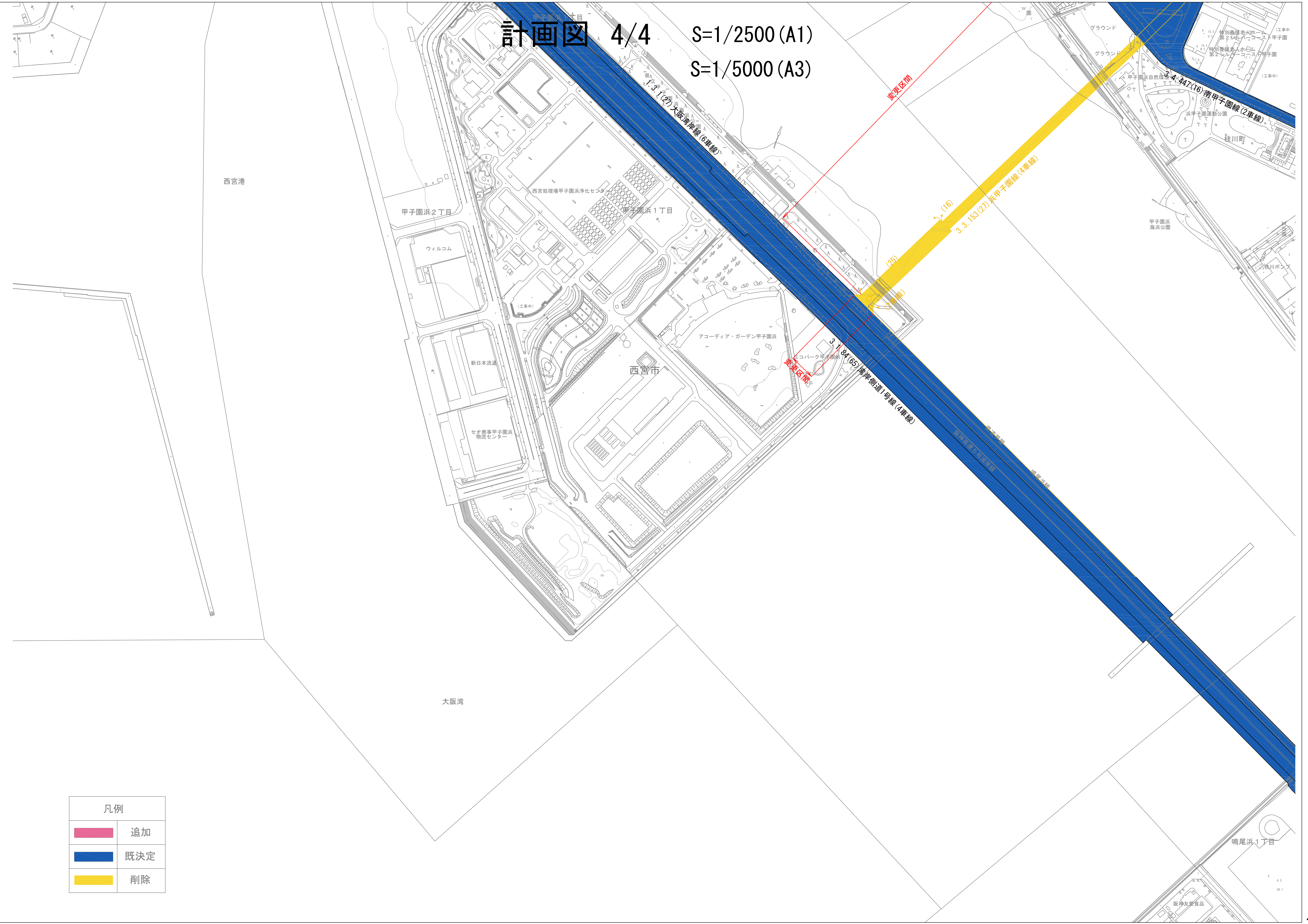
凡例	
	追加
	既決定
	削除

計画図 3/4 S=1/2500 (A1)
S=1/5000 (A3)



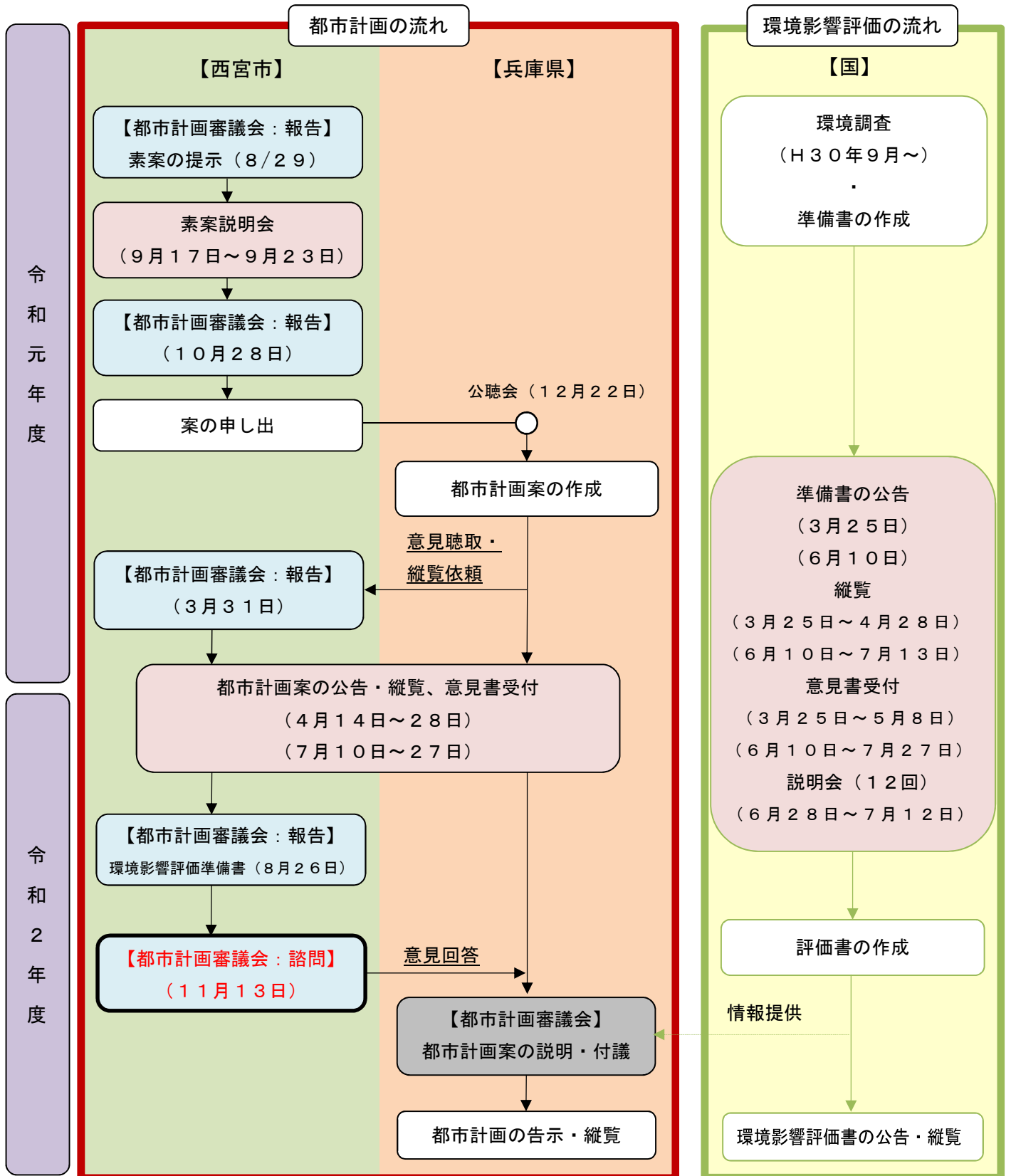
凡例	
	追加
	既決定
	削除

計画図 4/4 S=1/2500 (A1)
S=1/5000 (A3)



凡例	
	追加
	既決定
	削除

2. 今後の予定



凡 例	
	都市計画審議会（市）
	都市計画審議会（県）
	説明会・住民等の意見